

公共施設情報だより

令和 7 年 8 月発行
高山市総務部行政経営課
第 1 号

市が保有する公共施設の現状および方針等について、毎月ご紹介し、身近にある施設の現状を承知いただくとともに、更に有効な活用等について、市民の皆さんと共に考えてまいります。今回は、前段として公共施設の現状と今後についてご紹介します。

●公共施設の現状

令和 7 年 4 月 1 日時点で、市内には学校や図書館、体育館などの建物は 723 施設あります。

また、道路や上下水道などのインフラ施設は右表のとおりですが、市道は大阪府や京都府が有する道路よりも長い延長となっています。

これら公共施設は皆さんの生活を豊かにするさまざまな役割を担う貴重な財産ですが、多くは高度経済成長期以降の人口増加に伴う市民サービスの向上や都市機能の充実のため整備されてきたものです。今後一斉に、老朽化による改修や建て替えなど更新の時期を迎えることや、人口減少や少子高齢者の進行により、現在の施設をそのまま維持していくことは困難になりつつあります。

こうした状況のなか、総合的かつ計画的に公共施設を管理・運営するため、平成 29 年度に「公共施設等総合管理計画（基本方針）」を策定しました。そして、3 年間かけて意見募集や市民ワークショップなどを行い、個別施設の方針（実施計画）を策定しました。

高山市の公共施設数

		R7.4.1 時点
建物(施設)		723
インフラ施設	市道	1,868km
	農道	272km
	林道	598km
	橋りょう(橋)	941
	上水道(管路)	1,179km
	下水道(管きょ)	771km

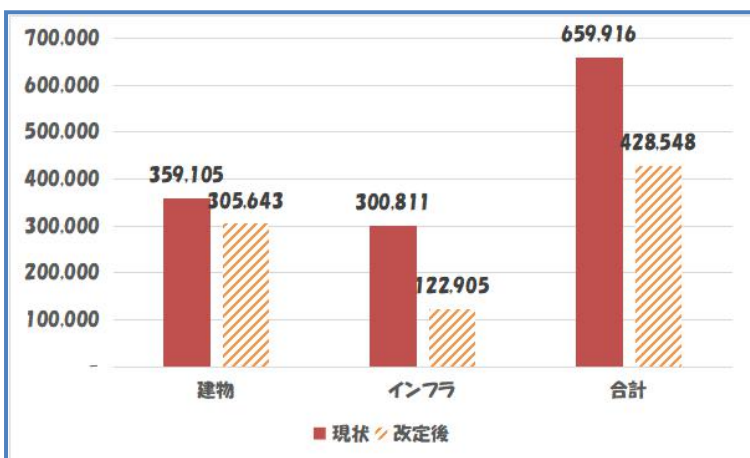
●公共施設の今後の見通し

令和 2 年度（計画当初）において、施設数は 771 施設ありましたが、5 年間取り組んだ結果、723 施設となり、令和 31 年度（計画最終年度）には、施設の複合化や多機能化、譲渡や廃止を含めた有効活用等により 571 施設まで減少する計画としています。

現状のまま公共施設の更新や維持管理を続けた場合、建物・インフラ全体の将来負担経費は 30 年間で約 6,599 億円かかりますが、計画を進めることで、経費を約 1/3 以上圧縮した約 4,285 億円にできると考えています。（下図）

ただし、それでもまだ大きな負担であり、将来これらを担わなければならない子や孫の世代の負担（※）を可能な限り減らすことができるよう更なる取組みの推進が必要です。

将来負担経費(30 年間)の比較(単位:百万円)



一人あたり負担額(年間平均)

現 状: 558,404 円

改定後: 365,524 円

※将来負担経費を計画期間中の生産年齢人口（15～64 歳）で割り戻して算出

●短期(5年間)の実績

令和2年度(計画当初)、建物は771施設ありましたが、施設の複合化や多機能化、譲渡や廃止を行うことにより令和6年度末には723施設となりました。しかし、取組みを進める中で、施設の廃止＝すぐに解体することで建物が使えなくなってしまうといったイメージや、譲渡＝最終的な建物の解体費用の負担をどうするかなどといった課題が明らかになりました。

●計画見直しのポイント

短期の実績や課題を踏まえ、令和6年度に見直しを行い、計画に示す方針をより分かりやすくしました。特に施設の「譲渡」や「廃止」については、手続きの手順を明確にしました。(下図)

- 「譲渡」…これまでの施設の目的をそのまま承継することを前提に、必要に応じ改修を行った後譲渡し、最終的な施設の解体は譲受者が負担
- 「廃止」…すぐに解体するというのではなく、まずは建物を売却若しくは貸付を行うことを前提に、建物が使用できる間は有効活用し、最終的な施設の解体は市が負担

単にコスト削減のためだけでなく、土地・建物・設備といった資産を経営的な視点から有効活用するとともに、余剰施設の売却・貸付などにより財源の確保を図るといった視点(ファシリティマネジメント)が重要です。

<ファシリティマネジメントの考え方(手続きの手順)>

◇実施計画における方針

【施設のあり方】	【施設の整備等】
新規…新たに行政が整備及び管理・運営するもの	更新等…現在の建物(主たる建物)をそのまま保有し、建物の状態や状況に応じて建て替え、または、大規模改修を行うもの
継続…引き続き行政が管理・運営するもの	解体…解体・撤去するもの
譲渡…地域や民間へ譲渡するもの(施設の用途を継承。施設を利用する地域や民間において、その建物をもらい受け、解体までの面倒をみる)	新設…新たに整備するもの
廃止…廃止するもの(行政財産から普通財産に移行するもので、条例上の位置づけを廃止する)	移管…国・県等から移管されるもの
転用…他の用途に変更して、引き続き行政が管理・運営するもの	— …上記以外

◇譲渡・廃止の流れ

